

## 採用試験に関する Q&A

Q1 複数の試験区分を受験することができますか。

A1 同一年度内に実施する採用試験の同一職種の試験区分（任期の定めのない試験区分に限る）に申し込むことはできません。ただし、任期付職員、任期付短時間勤務職員との併願は可能ですが、申し込みの際には受験案内で必ず御確認ください。

Q2 過去の試験問題は公表されていますか。

A2 公表していません。

Q3 身体に障がいがあるのですが、試験会場に補装具等の持ち込みはできますか。

A3 車いすで来場される等、試験実施時に配慮が必要な場合は、会場準備の都合がありますので、申込み時にその旨をお知らせください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

Q4 第1次試験会場には駐車場がありますか。

A4 試験会場には駐車場はありません。自家用車等での来場はご遠慮ください。  
（商業施設への駐車、道路への路上駐車は絶対にしないでください。）

Q5 試験結果を公表していますか。

A5 試験結果を口頭で開示請求することができます。

開示請求は、受験者本人が運転免許証、学生証、個人番号カード等の写真付きの身分証明書いずれか一点を携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき、代理等による請求では開示できません。

Q6 試験に合格しても、高校等を卒業しなければ合格取り消しとなりますか。

A6 学歴を受験資格の要件にしていない試験区分については、高校等を卒業していなくても合格取り消しにはなりません。

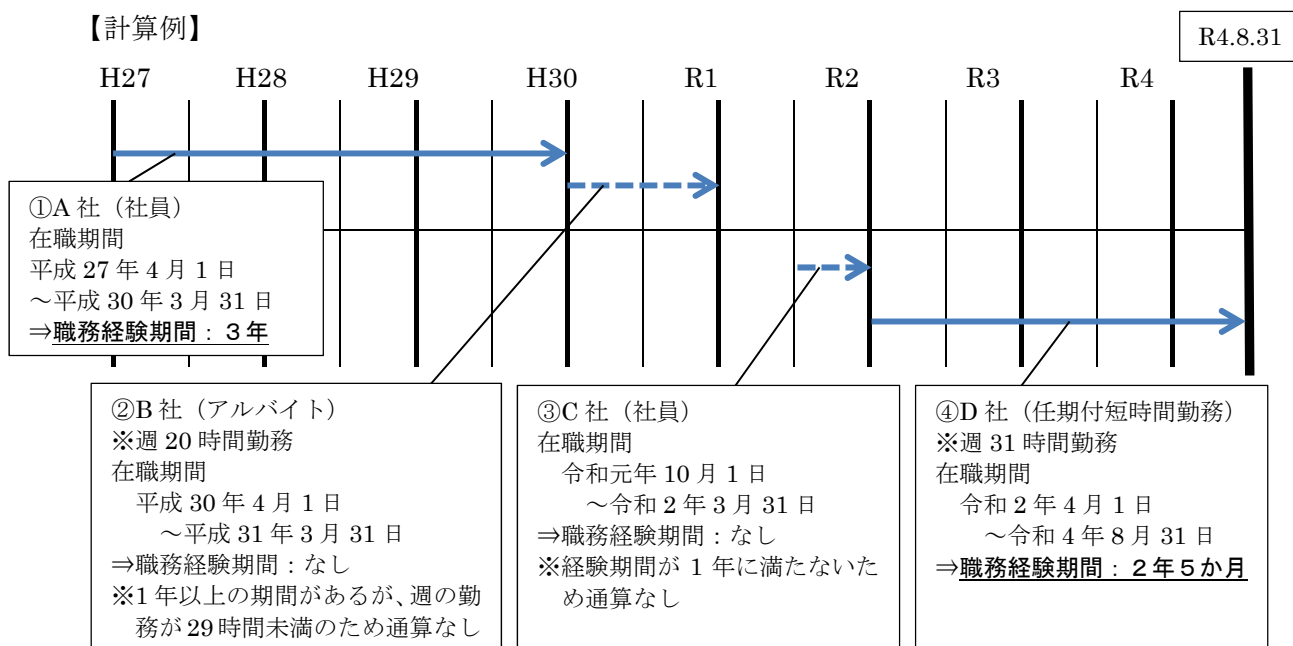
Q7 職務経験年数の通算方法はどのように計算したらいいですか。

A7 「通算5年以上」とは、同一の民間企業等で「週29時間以上」の勤務を「1年以上継続」し、これらの職務経験年数が令和4年8月末までに通算5年以上あることを言います。なお、正規、非正規などの雇用形態は問いません。

職務経験が複数ある場合は通算できますが、同一期間内に複数箇所で勤務した場合には、通算できる職務経験はいずれかひとつのみです。

休業等（育児休業、介護休業等）により実際の業務に従事しなかった期間については、職務経験期間に通算できません。

【計算例】



①A社：3年＋④D社：2年5か月＝通算職務経験年数：5年5か月となり、通算5年以上の受験資格を満たします。

Q8 過去に勤務していた会社が倒産して、最終合格後に職歴証明書が提出できない場合はどうしたらいいですか。

A8 過去に勤務していた会社が倒産してしまった等のやむを得ない事情で職歴証明書が提出できない場合は、雇用時の雇用契約等の書類や雇用保険資格取得証明、退職時の離職証明書等の職歴が証明できる書類を提出していただきます。これらの書類も提出できない場合は、職務経験期間として通算できません。